

令和3年2月8日時点

公共三部における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
発注工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る工事等の業務については下記のとおり取り扱います。

県の警報レベルは、令和3年2月8日から「感染拡大緊急警報」に移行しました。

工事等の施工に当たっては、引き続き、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」の遵守をよろしくお願いします。

記

1 健康管理について

現場状況等を勘案しつつ、以下のような感染予防の対応を徹底するとともに、作業従事者等の健康管理に留意してください。

- アルコール消毒液の設置
- 不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒
- 手洗い・うがい
- 発熱等の症状がみられる者の休暇の取得
- テレワーク等の実施 など

感染拡大防止対策の徹底については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」及び各業種のガイドラインを参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症対策ホームページ <https://corona.go.jp>

また、感染拡大防止対策を実施する上で追加で費用を要する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行ってください。

2 連絡体制について

受発注者間で、所要の連絡体制の構築を図ってください。

作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者が確認

された場合には、速やかに受注者から発注者に報告してください。

また、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じてください。

3 「三つの密」の回避について

新型コロナウイルス感染症については、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が同時に重なる場で、感染を拡大するリスクが高いと考えられており、工事等の現場では、以下のような場面が想定されます。

- 多人数の作業
- 現場事務所等における各種打合せ
- 朝礼・点呼
- 更衣室等における着替え
- 詰め所等での食事・休憩 など

これらの場面においては、他の作業従事者等と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行などの対策を行ってください。

4 県境をまたいだ移動等について

(1) 「緊急事態宣言[※]」の対象となる都道府県からの来県について
極力、来県の自粛を要請します。

(2) 「緊急事態宣言[※]」の対象ではない都道府県からの来県について
必要性を十分に判断の上、慎重に行動するよう要請します。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言

(3) 県外との往来について

必要性を十分に判断の上、慎重に行動するよう要請します。

(4) 県内における移動について

必要性を十分に判断の上、慎重に行動するよう要請します。

建設関連産業は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会安定の維持の観点から、事業の継続を要請されている産業であるため、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」による対策を徹底した上で、事業の継続に努めるものとします。

※ 県内及び他県の感染状況については、宮崎県庁HPの「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策 特設サイト」で随時御確認ください。

5 工事の一時中止措置等について

中止に関する各契約書の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととしています。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

以下のような場合には、一時中止等を希望する期間の他、受注者の感染拡大防止に向けた取組状況、活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止等の適切な措置を行います。

○技術者等が確保できない場合

(新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴うもの)

○資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合

○受注者から一時中止等の申出があった場合

※上記の場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われます。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応します。

この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、感染が確認された日から一定の期間(例：他の従事者に感染していないことが確認できるまでの期間)を設定するなど、適切な対応を行います。

6 完成又は完了の通知後の一時中止

完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、既に提出されている完成又は完了の通知を受注者において取り下げいただいた後、一時中止等を行うこととします。

7 検査、打合せ等の対応

打合せ等の実施に当たっては、可能な限りWEB等を活用するなど、受発注者間で協議の上、適切に対応してください。

特に、感染拡大防止に有効なWEB会議や情報共有システムの積極的な活用をお願いします。

なお、対面での検査、打合せ等を実施する場合には、必要最小限の人数で実施するとともに、可能な限り広い部屋での実施やマスクを着用する等、感染予防の対策を徹底してください。

また、検査を行った場合には、監督員が検査に出席した受発注者双方の全員の氏名等を記録させていただきます。

8 対象の工事又は業務

通年維持工事及び業務（道路巡視業務、地域メンテナンス業務）など各施設に支障をきたすものは、本取扱いの限りではありません。

また、一時中止により、県民生活に著しい支障が生じる場合は、受発注者協議の上、適切に対応を行うこととしています。

1 工事及び業務の入札等の手続の対応

(1) 令和2年3月31日までに引き渡す予定である工事及び業務について、一時中止や工期又は履行期間の延長を行った結果、引渡予定日が令和2年4月1日以降となる場合は、次のように取り扱います。

ア 入札参加資格における取扱い

引渡しが終わっていなくても、令和元年度に完成又は完了した実績とみなします。

なお、対象となる入札は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに入札公告又は指名通知する工事及び業務です。

イ 総合評価落札方式における取扱い

引渡しが終わっていなくても、令和元年度に完成又は完了した実績とみなします。

なお、対象となる入札は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までに入札公告する工事及び業務です。

(2) 現在「持参」により受け付けている以下の書類について「郵送」による提出を推奨します。

○入札参加資格確認資料（事後審査）

○契約書

10 その他

具体的な対応については、発注機関にお問い合わせください。